

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県茅野市	1	森林資源の保全とエネルギーの地産地消を両立する仕組みの構築	森林計画法に基づく林班計画又は区域計画を策定することで、森林所有者等による主体的、計画的な森林資源の保全と安定した木材供給を可能にし、森林資源に恵まれた本市ならではの再生可能エネルギーであるバイオマスによるエネルギーの地産地消を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性を活かして、化石燃料から再生可能エネルギーへの移行を進めることができる。 ・豊富な森林資源に魅了された関係人口、交流人口の増加が期待される。 ・林業の活性化が産業全体の活性化につながる。 	本市は、市域の75%を森林が占めており、この資源を保全するためには、森林計画法に基づく林班計画又は区域計画を策定し、国からの支援（森林環境譲与税）を受けながら、森林所有者等が主体的に伐採、間伐等を継続的に行う必要がある。一方で、この森林資源を保全しながら、そこで安定的に得られる木材をエネルギー源として活用することは、ゼロカーボンやエネルギーの地産地消を推進する上で、非常に重要である。しかし、現状では、林班計画又は区域計画を策定するには、区域計画においては30ha以上の森林を、また、林班計画においては林班の1/2以上の森林を集約することが計画策定の要件になっている。しかし、林班面積が、国や県の平均に比べ1.5～1.8倍大きい茅野市においては、特に林班計画を進めるに当たって規模が大き過ぎて森林所有者等の同意の取得が困難であることから、計画策定が思うように進んでいない状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法施行規則第33条 1 号ロ ・森林法施行規則第33条 1 号イ 	全国一律での面積要件（林班なら1/2、区域なら30ha）ではなく、国として基準となる林班面積を定め、それに対する当該地の林班の平均面積の比率（基準面積/当地平均面積）を対象林班（もしくは区域であれば30ha）に乗じた面積を用いる。	農林水産省	森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としています。このため、計画の対象となる森林が、林班計画においては一の林班又は隣接する複数林班の面積の1/2以上、区域計画においては、地形その他の自然的条件や路網整備等の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる一定の区域（以下「一定区域」という。）のうち30ヘクタールであることを森林経営計画の要件としているところです。今回ご提案のように、林班面積が国や県の平均より1.5～1.8倍ほど大きく、林班計画を策定しがたいとの状況であれば、区域計画の策定を積極的に進めていただければと思います。なお、区域計画における一定区域は、茅野市自身が策定する市町村森林整備計画において定めることとされていますので、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を適切に設定いただければと思います。また、森林経営計画制度においては、単独の者では面積要件を満たせない状況も想定しており、他の森林所有者等と共同で区域計画を作成することも可能です。
長野県茅野市	2	河川等に水位計等の簡易的な工作物を設置する際の許可手続きの簡略化	山岳地域を含む市内の複数中小河川等に水位計（現在46箇所）、雨量計等のセンサーを設置。水位等を計測し、そのデータをリアルタイムでLPWA通信技術によりサーバに送信。クラウドにおいて収集したデータの連携、分析により災害発生予測を行う。	山岳地域や市街地など市内に少なくセンサーを設置し、水位や降雨等のデータを収集、分析することで、短時間に局地的な大雨が降った際に、より早期に精度の高い水害発生予測が可能になる。また、多種のセンサーや気象情報をクラウドで統合させることで、様々な災害発生予測を可能とし、防災計画の立案にも寄与するシステムが出現する。これにより、災害時の迅速な避難行動につなげることができる。	市内各所の河川等へのセンサーの設置に際しては、河川法等に基づく許可が必要になるが、その手続きに必要な申請書の作成に時間とコストがかかるため、より精度の高い災害発生予測を行うために必要と思われる場所へのセンサーの設置がスムーズに進んでいない。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法第24条（土地の占有の許可） ・河川法第26条第1項（工作物の新築等） ・河川法施行規則第15条（工作物の新築等の許可の申請） ・森林法第34条第2項（保安林内の作業許可） ・砂防法（砂防指定地内において、長野県砂防指定地管理条例第3条第1項に該当する制限行為を行うための許可） ・自然公園法施行規則第10条 	本事業で設置するセンサー及び通信ブロックは、小型・軽量・電池駆動であり、電源や通信ケーブルの敷設無しでインターネットへの通信機能を有している装置である。また、設置する場所は幅2mくらい河川が想定され、設置方法も立木に吊り下げることが多く、固定が必要な場合は、直径6cmほどの単管パイプを50cmほど打ち込むに留まる軽微な工作物と言える。以上のようなセンサーの設置は国定公園の風致景観の保護上の支障、治水上の支障、保有林の指定の目的の達成の支障にならないと見られる。したがって、以下のとおり許可申請の手続きの簡略化をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状では設置箇所数と同数の申請が必要になるが、一つの河川に複数の水位計を設置する場合には、一つの申請にまとめることを可能にする。 ・添付図書（断面図等）の省略を可能にする。 	国土交通省	ご提案の許可申請の手続きの簡略化につきましては、現状においても、国が管理する河川において、複数の水位計を設置したいとの申請があった場合、申請者及び設置の目的が同一であれば、原則として管理河川毎（事務所管内毎）に一つの申請にまとめることが可能です。また、添付図書（断面図等）については、河川管理者が所持する定期測量データ等を申請者に提供することが可能ですので、それにより申請者の負担を軽減できるものと考えます。砂防指定地における行為許可申請の対象、方法については、各都道府県の条例、規則等に定められており、手続きの簡略化については、各都道府県の判断に委ねられています。なお、長野県の場合、申請者が市町村のときは、許可ではなく協議で足りることから、上記取扱いを踏まえ長野県と協議願います。
長野県茅野市	3	地域リソースを総動員した地域公共交通の再編・最適化	旅館・ホテルの送迎バスを、自社施設利用客以外の移動手段として地域公共交通の分野で活用する。	本市においては、利用状況が低迷する市内19路線の路線バスを維持するために年間8千万円の公費を投入している。一方で、JR茅野駅と蓼科等の宿泊施設間の顧客送迎に運行している宿泊施設の送迎バスは60台を超えているが、各施設の顧客に限った運行を行っている。そこで、近隣宿泊施設が送迎バスの共同運行を行うと共に同一方向へ向かう市民の移動手段として活用することにより、地域公共交通の最適化が図られる。また環境面ではCO2削減につながる。	旅客運送事業を行うには国土交通大臣の許可が必要であり、自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。	道路運送法第4条同第78条	道路運送法第78条に規定する例外規定に次の内容を加え、国土交通大臣の許可を要することなく自家用有償運送を可能にする。「最適で持続可能な地域公共交通を実現するために当該地域公共交通会議が認めた自家用旅客有償運送」（安全面においては、地域公共交通活性化再生法における交通事業者協力型自家用有償旅客運送のスキームを活用する。事業者保護の観点では、地域公共交通会議・協議会における協議、地域公共交通計画決定をもって事業者合意のもとに行うものとする。）	国土交通省	ご提案は、市民や観光客の地域の移動手段の確保といった課題の解決に関して、旅館等の保有する送迎バス等を有償での運送に活用することと併せて、道路運送法78条2号に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた運送を行うことは現行制度上で可能と考えられる。例えば、市町村や（旅館組合等の）非営利団体が運送主体となり、旅館等の保有する車両を持ち込んで自家用有償旅客運送に活用することも可能である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県茅野市	5	「非識別加工情報」の加工・活用のルール化	個人情報を加工して活用するための手続や規制について、国内で整合性がとれた実効性あるルールの検証と統一を図る必要がある。	・我が国の地域間における円滑なデータの活用 ・民間事業者による個人情報や統計情報、オープンデータ等の安全かつ有効な利用の実現	・個人情報加工して活用するためのルールについて、地方自治体が保有するデータは、ルール整備自体が各自自治体に委ねられているため、自治体ごと個別に条例等が制定され、それに基づき取り扱われることで差異が生じ、それが解消困難なレベルに達した場合、国全体でデータの利活用を進める流れの阻害要因になり得る。 ・国の規制改革推進会議の第1次答申（平成29年5月）では、 ① 地方自治体において非識別加工情報の加工や活用についての総合的なルールの整備 ② 地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置の必要性 ③ 非識別加工情報の加工や取扱についての公的な事前相談窓口の設置の必要性が提言されている。	・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） ・個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成11年法律第89号）	・立法措置によるルールの整備を行う。 ・国・地方自治体の共通プラットフォームを構築し、民間事業者の利用ができるようにする。 ・個人情報や統計情報、オープンデータといった様々なデータについて、利用申請が一元的に処理されるような環境の整備が必要である。	個人情報保護委員会	○ 令和3年改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とするとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを設定しており、立法措置済みです。 ○ また、非識別加工情報制度の取扱いについてわかりやすく示す観点から、行政機関等向けの規則やガイドラインを策定するとともに、総合的な案内所を整備し、問合せに対応しています。さらに、各自自治体に対して、ガイドラインや各種相談対応等を積極的に行っていくことにより、各自自治体における制度の円滑な導入や運営を支援していきます。
長野県茅野市	7	AIと薬剤師による薬剤の限定的な処方量の自動調節	心不全外来などの慢性疾患の定期外来において、「在宅AI診療サービス」（事前に医師が設定した範囲の中で）AIが生体情報からその日に必要な薬剤投与量を計算し、決定する、それを薬剤師が承認して患者に指導する）を行う。そこに遠隔薬剤指導料の判定ができるようにする。	一般的に慢性疾患の外来診療は一ヶ月以上の間隔をおいて行われるが、その間の在宅のモニタリングと投薬の最適化が可能となり、心不全、高血圧、糖尿病などのコントロール不良率が減少する。	「医師でなければ、医業をなしてはならない」（「医行為」は「医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為」と定義される）ため、当然AIが投薬調整を行うことは現状困難である。また、薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんで交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならないと規定されている。	・医師法第17条（医師でなければ、医業をなしてはならない） ・医師法第20条（医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんで交付（中略）してはならない） ・薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）（処方せんによる調剤）第23条	限られた領域（アルゴリズム化が可能なもの）において、事前の医師の指示に基づいて、その日の体重や血圧などの生体データを元に最適な薬剤投与量を提案する。	厚生労働省	医師の指示に基づき、患者がその体調に応じて、処方された薬剤を服用する量を調整することは、現行制度上も可能です。また、あわせて薬剤師が服薬指導することは可能です。 なお、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示ししております。
長野県茅野市	8	在宅医療に特化した看護師の特定行為の拡大	①現在研修に位置付けられている特定行為を、より在宅医療の現場のニーズに沿ったものに見直す。 ②在宅医療に特化した特定行為に係る看護師の研修制度を改変し、実地ベースで研修の簡略化を行う。在宅医療に特化した特定行為に係る研修を修了した看護師（在宅医療特定看護師）は、訪問看護の場面で、事前に医師と相談し決定した包括的指示のもとで、その範囲内の事象が起こった際に自身の判断で医療判断、処置を行うことを可能とする。 ③在宅医療特定看護師の判断や処置に対しても、保険点数による一定のインセンティブを与える。	①研修期間の短縮や、診療報酬によるインセンティブを付与することで、特定看護師が増加する。 ②より現場のニーズに沿った特定行為を看護師が行うことができるようになり、少ない人員でより多くの在宅医療の現場に対応することができる。	①特定行為に係る研修の時間的、金銭的負担が大きいため。 ②それに伴い、不足する地域の在宅医療の現場の即戦力が一定期間失われること。 ③研修項目の過不足により現場のニーズに即していないこと。	・保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号、第4号 ・平成27年3月13日厚生労働省令第33号第4条（特定行為区分） ・特定行為に関わる看護師の研修制度（2015年10月1日施行）	①特定行為の内容を、より在宅医療の現場ニーズに沿ったものに見直しを行う（別添の参考資料のとおり） ②特定行為に係る研修を、座学研修を中心としたものから、実地研修を中心としたものに代替する。 ③研修を受けた在宅医療特定看護師の判断や処置に対しても、保険点数による一定のインセンティブを与える（ただし、インセンティブについては、制度創設後の状況を踏まえて検討する。）	厚生労働省	ご提案の行為は、その具体的内容が必ずしも明らかではない部分もあるが、現に医療現場において、医師の指示（包括的指示を含む。）に基づく「診療の補助」として、特定行為研修を修了した看護師に限らず実施している行為や、患者自らが医師の指導で実施している行為であると考えられます。そのため、「診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの」（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号）として特定行為に位置づける必要はなく、当該行為に係る特定行為研修を必要とする等、新たな規制を設けることは、法の趣旨や医療現場の実情に照らして適当ではないと考えます。 なお、地域の関係者や大学と連携し、ご提案の行為を含む在宅医療に特化した研修を実施することは現行制度上も可能であり、地域医療介護総合基金による財政支援も行っているところ、長野県ともご相談の上、その実施についてご検討ください。
長野県茅野市	9	アルゴリズムAIによるワクチン問診の半自動化	AI（エキスパートシステム）が、既往歴、内服歴、アレルギー歴などの問診事項をもとに、ワクチン接種の可否を自動で判断するシステムを構築する。 自治体で行う新型コロナウイルスワクチン接種において、PHRの事前登録、もしくは会場でのPHR登録を条件として、AIが医師に代わって自動で接種の可否を判断する。対象者がAI問診を拒否した場合、AIが接種不可と判断・もしくは判断に迷う場合には、AIから医師に問診が引き継がれる。	新型コロナウイルスのワクチン接種現場において、問診項目に全く問題がない者が医師問診を省略でき、会場の混雑緩和、時間の短縮化、非接種者の満足度向上が図れる。また事前にデジタル問診票を記入し、記載の不備が指摘されることで、接種当日の記載不備などのトラブルが減少する。さらに、自治体がワクチン接種のために確保する医師の必要数・必要経費が大幅に減少する。また、ワクチン接種記録やマイナンバーカードと本システムを組み合わせることで、デジタル・ガバメントへの参加率が上昇する。	医師でなければ、医業をなしてはならない。 予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。	・医師法（昭和23年法律第201号）（抄）第17条 ・予防接種法（昭和23年法律第68号）（予防接種を行ってはならない場合）	医師が現在行っている問診とワクチン接種の可否の判断アルゴリズムをエキスパートシステムに学習させ、半自動的に接種可否の判断を行うことを許可する。 上記のシステムを、新型コロナウイルスワクチンに関して、期間限定的に施行する。	厚生労働省	ワクチン接種において、医師がAIを活用した問診システムを利用することは、医師法上、規制されておらず、既に当該システムの提供も行われているものと承知しております。 なお、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示ししているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
長野県茅野市	10	特定の医薬品のパーソナルケア空間への搭載	緊急時に医療カプセルとなるパーソナルケア空間に、Eビベン®、酸素、吸入器などの薬品を搭載する。	別荘地などの医療アクセスが悪い場所において、緊急時の応急処置が速やかに行われ、preventable death（防ぐことができる死）が減少する。また、このモデルが世界の医療アクセスが悪いリゾートに輸出され、産業として発展する。	処方箋医薬品については、薬剤師等が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・厚生労働省医薬食品局長通知（平成26年3月18日。薬食発0318第4号） 「薬局医薬品の取扱いについて」内第1 処方箋に基づく販売1.処方箋医薬品について	その迅速な使用が生命予後の改善に寄与する可能性が高い特定の医薬品をパーソナルケア空間に搭載可能とし、医師や看護師、薬剤師などの遠隔指導のもとに利用することが可能となる。	厚生労働省	具体的なご提案の内容が不明ですが、医療用医薬品は、適切に管理する必要があることに加え、医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。例えば、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としています。医療用医薬品は、処方箋に基づく薬剤の交付が原則であり、ご提案の方法については認められません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県茅野市	11	かかりつけ薬剤師との、SNSによるオンライン服薬指導の解禁	対面又は映像及び音声の送受信によるオンライン診療を行った患者の処方箋データに基づき、薬の配送を行うとともに、SNSによるオンライン服薬指導を可能にする。	SNSにより文字データで服薬指導を行うことにより、何度も読み返し確認することや、患者が自身の体調や薬に対する疑問などを気軽に伝えることが可能になり、投薬効果の向上が期待される。また、病院から薬局への移動がなくなるとともに、薬局での待ち時間も少なくなり、通院に対する身体的、精神的負担が軽減され、積極的な受診と病状の改善等が期待される。	令和3年10月15日現在、制度化されたオンライン服薬指導は、「映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話」することが要件になっている。 一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うオンライン服薬指導の限定的、特例的な取扱いにおいては、電話による服薬指導は認められている。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について オンライン服薬指導の実施 (改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機則第15条の13第2項柱書関係)	情報が不十分な際には対面又は映像及び音声による診療で十分患者の状態を把握できる状況を整えた上で、SNSによる非同期、文字データによるオンライン服薬指導を可能にする。	厚生労働省	服薬指導については、医薬品医療機器等法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能な方法による実施が可能です。ご提案のSNS等の文字データのみによる服薬指導では、薬剤師が患者に薬を見せながら服薬指導を行うことができない、患者の状況や服薬に関する理解の程度が確認できないなどといった様々な問題点があるため、認めることは困難です。
長野県茅野市	13	DMOによる区域限定の旅行業代理業の創設	観光地域内の様々な観光資源を知るDMO（旅行業第2種以上の資格取得）と宿泊事業者が連携して、当該観光地域内の独自の旅行商品を開発し、旅行業の登録を受けたDMOからの委託に基づき販売できるよう、一定の要件に該当する当該宿泊事業者に対し、「DMO区域内に限定した旅行業代理業」の登録を認めることを可能とする。	区域内の複数の宿泊施設の宿泊者が参加するバスツアーや泊食分離、山岳ガイドとともに複数の山小屋に泊まるハッピ岳の縦走プランなど、地域内のアクティビティや飲食店等を地域内の事業者で、より連携して提供することができるようになり、DMOの魅力の一体的な発信と域内経済の拡大につながる。	ツアー（企画旅行等）を代理販売する場合には、所属旅行業者との契約で委託される旅行業務の範囲に応じた資格を有する旅行業務取扱管理者を選任する必要がある。（旅行業法上の「旅行業代理業者」）。 自らが「旅行業代理業者」の登録を受けるとともに、「旅行業務取扱管理者試験」に合格しなければならない。	・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号） 第8条（観光圏整備実施計画の認定） 第12条（旅行業法の特例） ・旅行業法（昭和27年法律第239号） 第2条（定義）第3条（登録） 第11条の2（旅行業務取扱管理者の選任） 第11条の3（旅行業務取扱管理者試験）	下記の要件に該当する宿泊事業者に対し、DMO圏内の旅行商品のみを取り扱い、旅行業務取扱管理者を研修終了者で代替すること等を可能とする「DMO区域内に限定した旅行業代理業」を創設する。 ①主管団体となる認定DMO（観光地域づくり法人）には、旅行業法の第2種旅行業以上の登録があること。 ②特例を受けようとする「宿泊事業者」は、当該DMOの会員であること。 ③当該「宿泊事業者」は、旅行業法上の必置資格である旅行業取扱管理者に代えて、「観光圏内限定旅行業代理業」と同様の研修を修了すること。	国土交通省	観光圏内限定旅行業代理業の制度に倣い、DMO圏内限定旅行業代理業は認められない。 その理由は以下のとおり。 1. 観光圏整備法は「市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による…地域における…主体的な取組を総合的かつ一体的に推進」（第1条）する法律である。 2. 観光圏整備計画は主務大臣が定める基本方針（第3条）に基づいたものでなければならず、観光圏整備計画の作成主体は市町村又は都道府県である（第4条）。 3. 観光圏内限定旅行業代理業を実施しようとする者は観光圏整備計画作成の提案ができるが（第6条）、最終的に旅行業法の特例（第12条）を受けようとするには、当該提案を受けて市町村又は都道府県が観光圏整備計画を作成するとともに、当該計画に基づいて作成する観光圏整備実施計画について国土交通大臣の認定を受ける（第8条）ことが必要。 4. このように、旅行業法の特例が認められるのは、観光圏の整備という公益性の高い目的のために、市町村又は都道府県という公的主体が主務大臣の定める基本方針に基づいて観光圏整備計画を作成するところに根拠を有する。 5. DMO等の民間主体は、公的主体が作成した観光圏整備計画に基づき実施する場合に法令の特例が認められるという整理であり、単にDMOの区域が限定的であるからといってその部分だけを切り出して特例を認めることはできない。
長野県茅野市	14	観光地等における所有者不明の廃屋の撤去を地権者である地方公共団体が行う場合の適償性の付与	・所有者不明（法人の解散、代表者死亡等）の廃屋（ホテル等）を、地権者である地方公共団体（市町村や財産区等）が、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令に基づき撤去を行うために、起債により当該撤去費用を調達することを可能とする。 ・当該廃屋の撤去後（良好な景観及び土地の状況のもと）に、健全かつ収益性の高い観光事業者等の誘致を行い、当該観光地等の再生と活性化を図る。	・良好な投資環境の整備 ・貴重な土地の有効活用の促進 ・全国の観光地で問題となっている景観の保全及び再生への寄与 ・廃屋がもたらす倒壊等の事故、治安や環境の悪化及び火災の予防	・地方公共団体が地方債を起すことができる経費は、公営企業に要する経費、災害復旧等のために要する経費、公共施設・公用施設の建設事業費、過疎対策事業、地方財政減の不足を補うもの等とされており、単に撤去のみの経費を対象とすることができない。 ・財産区においては、地方債を起すことも認められていないため、市町村が代わりに起債するものとされている。 ・撤去費は、中規模のホテル（客室数200人～400人程度）で1億円超。大規模であったり、アスベストが検出されるなどする場合は2億円を超えることになり、負担は大きい現状である。	・地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条（地方債の制限） ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号） ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条（地方債）	・廃屋撤去後に当該土地を新たに観光事業者等に貸し付ける予定開始時期と貸付料収入の見込みによる起債の償還計画と当該観光地等の再生計画の提出・協議・承認のもとに、廃屋の撤去（整地を含む）のみを目的とした経費に対する起債を認める。	総務省	地方財政法5条では、地方債の発行は、世代間負担の公平性の観点から後世代に効用が及ぶ地方公共団体が実施する建設事業等に限定して認められている。一方で、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることや、昨今における地方公共団体の厳しい財政状況などを勘案し、そのすべてを一般財源で対応することは困難であることから、地方財政法第33条の5の8により、地方公共団体が所有する公共施設等の除却であって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）に基づいて行われる事業について特例的に地方債の発行を認めている。 仮に本提案が、地方公共団体が所有権を有しない建物の撤去を求めるとであれば、起債による措置の検討の前に、地方公共団体が所有権を有しない財産の処分をする法的な権限があるのかや、仮に権限があったとしても当該処分に係る費用を地方公共団体が負担するべきなのかについて、整理が必要。 具体的事業の実施内容に、「所有者不明（法人の解散、代表者死亡等）の廃屋（ホテル等）を、地権者である地方公共団体（市町村や財産区等）が、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令に基づき撤去を行うために、起債により当該撤去費用を調達することを可能とする。」との記載があるが、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令は、所有者に対して行われるものと思われるため、どのようにして所有権を有しない財産の処分を地方公共団体が行う状況になり得るのかなど、提案自治体が想定しているケースについて、より詳細な説明がない現時点においては、提案自治体が想定する地方公共団体が地権者であり、所有者が不明の場合の回答を行うことはできない。